

伊勢原市短期集中通所型サービス（生き生き健康教室）事業 仕様書

1 目的

伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4条第1項第1号イに規定する第1号通所事業の実施に関する要綱に基づき、高齢期特有の生活機能の低下等により要介護状態または要支援状態となるおそれがある居宅支援被保険者等に対し、これを予防するため、介護予防に関する基礎知識や運動器の機能向上、栄養改善、認知症予防等に関する助言、指導を行い、日常生活機能動作等の改善に向けた支援を行うことを目的とする。

2 委託事業の名称

伊勢原市短期集中通所型サービス（生き生き健康教室）事業委託

3 事業の対象者

- (1) 市内在住の65歳以上の者であって基本チェックリストの実施により総合事業対象者となり、身体機能低下が見られるが、短期集中的な支援にて改善されることが見込まれる者
- (2) 市内在住の65歳以上の者であって要支援1・2の認定を受けた者で、福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修を除く介護保険サービスを未利用の者

4 業務履行場所

伊勢原市内（別途指定）

5 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

- (1) 第1回目教室の開始時期：令和7年9月～11月頃
- (3) 第2回目教室の開始時期：令和7年12月～令和8年1月頃

※教室実施回数は上記のとおり全2回とする。

※1教室あたり12週間連続で講座を実施する（祝日は飛ばしてよい。）。ただし天候不良等の事情によって延期の必要が生じた場合は、教室最終予定日から1週間までの範囲内で代替日程を設定し、概ね3か月以内に全講座を実施するものとする。

6 委託料

- (1) 委託料の支払いは、各教室の終了後とし、全2回払いとする。
- (2) 委託料の支払いは、発注者が受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 業務内容

(1) 総則

ア 事業従事者は、業務従事中職務に専念し、参加者の安全確保と事故防止のため万全の注意を払わなければならない。

イ 事業従事者は、明らかに事業参加が不適と認められる健康状態の者が事業に参加しようとしたときは、参加を拒否しなければならない。

ウ 事業従事者は、指導実施前にストレッチ等の準備体操を実施すること。

(2) 実施の基準等

ア おおむね週1回の実施で、3か月間全12回を1クールとする。

イ 1クール当たりの定員は10名とする。

なお、教室開始後に途中参加を希望する利用者がいた際は、定員10人に満たない場合に限り、積極的に参加を受け入れることとする。

ウ 各回に常勤の従事者を1名以上配置すること。（職種は問わない）

エ 各回に従事者を4名以上配置すること。

オ 各回に健康運動指導士を1名以上配置すること。

カ 各回に正看護師を1名以上配置し、指導開始前（状況に応じては開始後）に血圧・脈拍測定を行い、利用者の健康状態を把握すること。

キ 各回に管理栄養士又は、歯科衛生士を1名以上配置すること。

ク 上記、ウ～キの要件を満たした上で、必要に応じ、補助者として介護福祉士やボランティア等を活用することも可とする。

ケ 教室実施時間の目安は、おおむね90分から120分（別途、教室前後の準備・後片付けの時間あり）とすること。

コ 生活機能向上が主な目的ではあるものの、高齢者が楽しんで参加できる事業とし、教室終了後においてもミニデイ（サロン）等の住民主体の地域交流の場づくりや活動等につながるよう働きかけること。

(3) 日程及び内容の概要

1クルールの日程及び内容は、別紙1のとおりとする。

(4) 専門職による事前アセスメントならびにプログラムの作成

ア 運動機能、認知機能アセスメント

健康運動指導士又は介護予防運動指導員により運動機能測定を実施すること。

測定実施にあたり、握力、開眼片足立ち、TUG、5m通常歩行時間、5m最大歩行時間の評価は必須とし、その他の種目測定は任意とする。また従事者により主観的健康観の聴取を行うこと。

認知機能アセスメントについては、基本チェックリスト又は基本チェックリストに準ずるものにより実施すること。

イ 栄養機能アセスメント

管理栄養士により適切なアセスメントを行い評価すること。

アセスメント票については、「介護予防マニュアル第4版」に基づくものとする。

ウ 口腔機能アセスメント

歯科衛生士又は言語聴覚士等により適切なアセスメントを行い評価すること。

アセスメント票については、「介護予防マニュアル第4版」に基づくものとする。

エ 対象者自身による目標の設定

オ プログラムの作成・実施

(5) 専門職による体操指導

健康運動指導士又は介護予防運動指導員により身体機能向上及び認知機能低下予防のためのトレーニングを実施すること。

(6) 専門職による栄養講話

管理栄養士により以下のア～カの内容を含む講話を実施し、利用者が日常的なセルフケアを身につけられるよう配慮すること。

ア 問題意識の確認、気づき

- イ BMI、適正体重について
- ウ 1日に必要な食事の質と量
- エ 適塩の食事
- オ 脱水予防
- カ まとめ、私の成果

(7) 専門職による歯科講話

歯科衛生士により以下のア～カの内容を含む講話を実施し、利用者が日常的なセルフケアを身につけられるよう配慮すること。

- ア 問題意識の確認、気づき
- イ 誤嚥性肺炎予防
- ウ 口腔乾燥
- エ 咀嚼、窒息予防
- オ 口腔衛生
- カ まとめ、私の成果

(8) 専門職による事後アセスメント

- ア 運動機能、認知機能アセスメント

健康運動指導士又は介護予防運動指導員により運動機能測定を実施すること。また認知機能についても適切なアセスメントを行い評価すること。

- イ 栄養機能アセスメント

管理栄養士により適切なアセスメントを行い評価すること。

- ウ 口腔機能アセスメント

歯科衛生士または言語聴覚士等により適切なアセスメントを行い評価すること。

※アセスメント実施時期について、事前アセスメントは1回目（口腔機能アセスメントは2回目）に、事後アセスメントは1 1回目（口腔機能アセスメントは1 2回目）に実施すること。ただし、やむを得ない事由により、事後アセスメントを1 1回目（口腔機能アセスメントは1 2回目）に実施できない場合は他の日程にて実施することができるものとする。

8 業務報告

- (1) 発注者は、事業の運営状況につき、必要に応じて受注者に報告を求めることができる。
- (2) 受注者は、委託業務終了後30日以内に、発注者に対して伊勢原市短期集中通所型サービス事業報告書(様式1)とともに、運動機能状態の測定結果、事業の評価及び検証結果をまとめ、報告すること。

9 安全管理体制及び緊急時の対応

- (1) 受注者は、プログラムを安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。
- (2) 受注者は、正看護師を配置し、万一不測の事態が生じた場合は、利用者に不利益を生じさせないよう受注者の責任の下、適切な処置を行うとともに、速やかに発注者に報告をし、指示を受けること。

10 衛生管理等

受注者は、利用者の使用する施設、設備、食器、飲料水等について、衛生的な管理

に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。また、当該事業実施にあたり、感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

1 1 賠償の責

本業務中において、業務従事者の故意又は過失により参加者に事故が生じたときには、受注者がこの損害を賠償する責任を負う。

1 2 守秘義務

受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

1 3 その他

- (1) 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者の指導・助言を受けるとともに連携を図って実施すること。
- (2) 業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議の上、決定するものとする。

1 4 担当

伊勢原市 保健福祉部 地域福祉推進課

回数	日程	内容（※1）	会場・時間（※2）
1	別途調整	・オリエンテーション ・事前アセスメント 運動機能（筋力、バランス、歩行能力等）の測定、認知機能、栄養改善項目の事前アセスメントを実施 ・体操指導 ・栄養講話	別途指定 9:30～11:45
2	別途調整	・体操指導 ・事前アセスメント 口腔機能改善項目の事前アセスメントを実施 ・歯科講話	別途指定 9:30～11:15
3	別途調整	・体操指導 ・栄養講話	
4	別途調整	・体操指導 ・歯科講話	
5	別途調整	・体操指導 ・栄養講話	
6	別途調整	・体操指導 ・歯科講話	
7	別途調整	・体操指導 ・栄養講話	
8	別途調整	・体操指導 ・歯科講話	
9	別途調整	・体操指導 ・栄養講話	
10	別途調整	・体操指導 ・歯科講話	
11	別途調整	・事後アセスメント 運動機能状態（筋力、バランス、歩行能力等）の測定、栄養改善項目の事後アセスメントを実施 ・体操指導 ・栄養講話	別途指定 9:30～11:45
12	別途調整	・事後アセスメント 口腔機能改善項目の事後アセスメントを実施 ・運動機能の評価 通所型サービス開始前後の運動機能の比較等 ・体操指導 ・歯科講話	別途指定 9:00～11:15

※1 内容について変更等がある場合は、事前に発注者へ連絡すること。

※2 記載の時間は、実施時間の目安とする。